

平成27年 9 月議会

議案説明資料

目 次		
1. 議案第192号	平成27年度福岡市一般会計補正予算案(第2号)	・・・ 1 頁
2. 議案第200号	福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案	・・・ 8 頁
3. 議案第201号	福岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例を 廃止する条例案	・・・ 9 頁
4. 議案第202号	福岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を 改正する条例案	・・・ 11 頁
5. 議案第203号	福岡市NPO・ボランティア交流センター条例の一部を 改正する条例案	・・・ 13 頁
6. 議案第206号	福岡市手数料条例の一部を改正する条例案	・・・ 19 頁
7. 議案第211号	福岡市営駐車場条例の一部を改正する条例案	・・・ 25 頁

市 民 局

1. 議案第192号

平成27年度福岡市一般会計 補正予算案（第2号） 〈市民局所管分〉

〔歳入〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
3	16 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総務費 国庫補助金	千円 1,508,966	千円 538,278	千円 2,047,244
4	22 諸収入	2 納付金	1 納付金	61,470	489	61,959
		3 保険料収入	1 保険料収入	97,739	793	98,532
歳入計				1,668,175	539,560	2,207,735

節		金額	説明
区分	金額		
7 番号制度関係補助金	千円 538,278	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく補助金の追加 (個人番号カード交付関係事業費の追加)	
1 健康保険料	489	健康保険法に基づく保険料収入の追加 (番号制度対応事業費の追加)	
1 雇用保険料収入	45	雇用保険法に基づく保険料収入の追加 (番号制度対応事業費の追加)	
2 厚生年金保険料収入	748	厚生年金保険法に基づく保険料収入の追加 (番号制度対応事業費の追加)	
	539,560		

[歳 出]

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
6 ～ 7	2 総 務 費	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	千円 2,182,459	千円 614,738	千円 2,797,197

節		説明	
区分	金額	区分	金額
4 共済費	千円 2,614		千円
7 賃金	9,168		
9 旅費	362	2 普通	362
11 需用費	1,511	1 印刷 消耗品費	1,511
12 役務費	38,658		
13 委託料	51,399		
14 使用料及び 賃借料	2,097	3 借損料	2,097
18 備品購入費	198	1 機械器具等	198
<p>戸籍, 住民基本台帳等事務経費の追加 (番号制度対応事業費の追加) 614,738</p> <p>関連歳入</p> <p>(16) 国庫支出金 538,278 千円 番号制度関係補助金</p> <p>(22) 諸収入 1,282 千円 健康保険料 489 雇用保険料収入 45 厚生年金保険料収入 748</p>			

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
6 ~ 7						
歳出計				2,182,459	614,738	2,797,197

節		説明	
区分	金額	区分	金額
19 負担金,補助 及び交付金	508,731	6 個人番号 カード事務 委任交付金	508,731
	614,738		

2 議案第200号 福岡市印鑑条例の一部を改正する 条例案

議案番号	第200号
名称	福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案
理由	住民基本台帳法の一部改正により，住民基本台帳カードが個人番号カードに切り替わることに伴い，民間端末機を介して行う印鑑登録証明書の交付の手続きについて，福岡市印鑑条例の一部を改正する必要があるため。
内容	民間端末機での証明書交付サービス（コンビニ交付サービス）を利用した印鑑登録証明書の交付手続きに係る表現の変更。 住民基本台帳カードの利用に関する条例に基づく利用者登録を受けた住民基本台帳カードの利用による証明書交付の方法から請求者識別カード（利用者登録済の住民基本台帳カード及び電子証明書を搭載した個人番号カードの総称）を利用した方法へ表現を変更。
施行期日	平成28年1月1日

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案

新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正案
<p>(民間端末機を介した印鑑登録証明の申請等) 第12条の3 第11条の規定にかかわらず，印鑑の登録を受けている者であつて福岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成24年福岡市条例第4号)第4条第1項の規定により利用の登録を受けたものは，同条例第5条の規定に基づき，住民基本台帳カードを利用して民間端末機を介して，当該登録印鑑について証明を求めることができる。</p>	<p>(民間端末機を介した印鑑登録証明の申請等) 第12条の3 第11条の規定にかかわらず，印鑑の登録を受けている者は，規則で定める請求者識別カードを利用して民間端末機(本市の電子計算組織(本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。))と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末装置であつて，利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)を介して，当該登録印鑑について証明を求めることができる。</p>

3 議案第201号 福岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例案

議案番号	第201号
名称	福岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例案
理由	住民基本台帳法の一部改正により，住民基本台帳カードの交付が終了することに伴い，当該カードの利用に関する条例を廃止する必要があるため。
内容	当該カードの利用に関する条例を廃止する。 なお，当該条例により利用の登録を受けている有効期間内の住民基本台帳カードについては，引き続き民間端末機での証明書交付サービス（コンビニ交付サービス）の適用を受けることができる必要があることから，経過措置を設けるもの。
施行期日	平成28年1月1日

福岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例案

新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正案
第1条～第9条（省略）	第1条～第9条（省略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は，平成28年1月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例の施行の日の前日において，この条例による廃止前の福岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例（以下「旧条例」という。） 第4条第1項の規定により利用の登録を受けている者に係る住民基本台帳カードの利用につ

	<p><u>いては、当該登録及び旧条例の規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、旧条例第1条中「住民基本台帳法」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法」と、「法」とあるのは「旧法」と、旧条例第2条第1号及び第3条各号列記以外の部分中「法」とあるのは「旧法」と、同条第1号中「法」とあるのは「住民基本台帳法（以下「法」という。）」と読み替えるものとする。</u></p>
--	--

4 議案第202号 福岡市特定非営利活動促進法 施行条例の一部を改正する条例案

議案番号	第202号
名称	福岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案
理由	住民基本台帳法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の設立の認証等における当該法人の役員に係る本人確認の方法の特例について所要の改正を行う必要があるため。
内容	<p>従来、住民基本台帳法において、各都道府県知事が指定する情報処理機関が本人確認情報処理事務を行うこととなっており、その指定情報処理機関として地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が処理事務を行っていたが、同法の改正により、機構が処理事務を行うことが明記された。</p> <p>条例においても、同法改正と同様に、本人確認情報の提供機関として機構を明記する規定の改正を行うもの。</p>
根拠法令	住民基本台帳法
施行期日	平成27年10月5日

福岡市立特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案

新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正案
<p>(設立の認証申請等)</p> <p>第2条</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の7第4項又は第6項の規定により都道府県知事(同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合)にあつては、指定情報処理機関から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、当該役員に係る前項の書面の添付を省略することができる。</p>	<p>(設立の認証申請等)</p> <p>第2条</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報(個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。))を除く。)の提供を受けるときは、当該役員に係る前項の書面の添付を省略することができる。</p>

5 議案第203号 福岡市NPO・ボランティア交流 センター条例の一部を改正する条例案

議案番号	第203号
名称	福岡市NPO・ボランティア交流センター条例の一部を改正する条例案
理由	福岡市NPO・ボランティア交流センターの移転に伴い、利用者の利便の向上及び適正利用を図るため、同センターに設置する施設及び当該施設の利用に関し所要の改正を行う必要があるため。
内容	<p>施設（第3条）について、「交流スペース」を「ミーティングコーナー、ワーキングコーナー、セミナールーム、会議室」に改める。</p> <p>また、施設の利用又は専用的な利用に係る許可等の規定について、第5条、第6条、第8条、第9条及び第12条を追加する。</p> <p>あわせて、施設の利用又は専用的な利用に係る許可等を指定管理者が行う管理業務とするため、第13条第2項第2号及び第3号を追加するとともに、第19条において、関連する項目について「市長」とあるのを「指定管理者」と読替えを行う。</p>
施行期日	<p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>（施行日前における利用の許可）</p> <p>2 この条例の施行の日前においても、この条例の施行の日以後の第5条第2項に規定する施設の利用について、規則で定めるところにより許可することができる。</p>

福岡市NPO・ボランティア交流センター条例の一部を改正する条例案

新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正案
<p>(施設)</p> <p>第3条 センターに、<u>交流スペース</u>その他の施設を置く。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 センターに、<u>ミーティングコーナー、ワーキングコーナー、セミナールーム、会議室</u>その他の施設を置く。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(利用の許可)</u></p> <p>第5条 <u>ミーティングコーナー又はワーキングコーナーを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けてセミナールーム又は会議室を専用利用することができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、前3項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付すことができる。</u></p> <p><u>(許可の基準及び取消し)</u></p> <p>第6条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項若しくは第2項の</u></p>

許可をせず、又は既にした許可を取り消すことができる。

(1) 前条第1項又は第2項の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）がセンターの設置目的に反する利用をし、又は許可利用者（同条第1項又は第2項の許可を受けようとする者を含む。以下この条において同じ。）にそのおそれがあるとき。

(2) 許可利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 許可利用者がセンターの管理上の指示又は指導に従わないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって許可利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

(利用の制限)

第5条 略

(利用の制限)

第7条 略

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 許可利用者は、センターの施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第9条 第5条第2項の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、あらかじめ

め市長の許可を受けてセンターの施設に特別な設備をすることができる。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、専用利用者の負担においてセンターの施設に特別な設備を設置するよう命じることができる。

3 専用利用者は、前2項の設備を、第5条第2項の許可の期間の満了前にその負担において撤去し、原状に復さなければならない。

4 専用利用者が前項に規定する撤去を行わないときは、市長がこれを行い、撤去に要した費用を当該専用利用者から徴収する。

(利用者の管理義務)

第6条 略

(損害賠償等)

第7条 略

(利用者の管理義務)

第10条 略

(損害賠償等)

第11条 略

(立入り)

第12条 センターの管理の業務に従事する者は、職務のため専用利用者の利用に係る施設に立ち入ることができる。

(指定管理者による管理)

第8条 1 略

2 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 第5条に規定する利用の制限に関する業務

(3) センターの施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第9条 略

(指定等の告示)

第10条 略

(指定の取消し等)

第11条 略

(1) 略

(2) 第9条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3)～(5) 略

2 略

(指定管理者による管理)

第13条 1 略

2 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 第5条に規定する利用の許可に関する業務

(3) 第6条第1項に規定する許可の取消しに関する業務

(4) 第7条に規定する利用の制限に関する業務

(5) センターの施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第14条 略

(指定等の告示)

第15条 略

(指定の取消し等)

第16条 略

(1) 略

(2) 第14条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3)～(5) 略

2 略

<p>(管理の基準)</p> <p>第12条 略</p> <p>(指定管理者の原状回復義務等)</p> <p>第13条 略</p> <p>(指定管理者に関する読替え)</p> <p>第14条 第8条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第5条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(管理の基準)</p> <p>第17条 略</p> <p>(指定管理者の原状回復義務等)</p> <p>第18条 略</p> <p>(指定管理者に関する読替え)</p> <p>第19条 第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第5条、第6条第1項及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 略</p>
---	--

6 議案第206号 福岡市手数料条例の一部を改正する 条例案

議案番号	第206号
名称	福岡市手数料条例の一部を改正する条例案
理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い，住民基本台帳カード交付等手数料の廃止及び通知カードの再交付等に係る手数料の額を定める等の必要があるため。
内容	<p>1 住民基本台帳カード交付等手数料の削除</p> <p>住民基本台帳カードが廃止されることから，交付手数料（500円）にかかる規定を削除するもの。</p> <p>2 個人番号カード交付等手数料及び通知カード再交付手数料の新設</p> <p>平成27年10月から交付を開始する通知カードの再交付手数料及び平成28年1月から交付を開始する個人番号カードの交付等手数料を，以下のように定めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード再交付手数料 500円 ・個人番号カード交付等手数料 800円 <p>※但し，個人番号カードの新規交付手数料については，当面の間（国庫補助対象期間中）は，無料で交付するもの。</p>
施行期日	<p>平成27年10月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの再交付手数料及び個人番号カードを利用したコンビニ交付サービスの利用による証明書発行手数料に係る改正規定については，平成28年1月1日から施行する。 ・個人番号カードの新規交付手数料に係る規定の施行日については，国庫補助が終了したときに，別途，規則で定めるものとする。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行			改正案		
別表第1 証明書交付等手数料			別表第1 証明書交付等手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄抄本等交付手数料	1通につき 450円（ <u>住基カード（福岡市住民基本台帳カードの利</u> <u>用に関する条</u> <u>例（平成24</u> <u>年福岡市条例</u> <u>第4号）の規</u> <u>定により住民</u> <u>基本台帳カー</u> <u>ドを利用して</u> <u>民間端末機を</u> <u>介して行う証</u> <u>明書の交付を</u> <u>いう。以下同</u> <u>じ。）の場合</u> <u>にあつては、1</u> <u>通につき400</u> <u>円）</u>	1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄抄本等交付手数料	1通につき 450円（ <u>民間端</u> <u>末機による交</u> <u>付（本市の電</u> <u>子計算組織</u> <u>（本市の使用</u> <u>に係る電子計</u> <u>算機を電気通</u> <u>信回線で接続</u> <u>した電子計算</u> <u>組織をいう。）</u> <u>と電気通信回</u> <u>線で接続され</u> <u>た民間事業者</u> <u>が設置する端</u> <u>末装置であつ</u> <u>て、利用者が</u> <u>必要な操作を</u> <u>行うことによ</u> <u>り自動的に証</u> <u>明書等を交付</u> <u>する機能を有</u>

					するものを介して行う証明書の交付をいう。以下同じ。) の場合にあっては、1通につき 400円)
2～7 (省略)				2～7 (省略)	
8 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類の交付又は当該事項に関する証明書の交付	住民票の写し等交付手数料	1通又は証明事項1件につき300円(住基カード利用交付の場合にあっては、1通につき250円)	8 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類の交付又は当該事項に関する証明書の交付	住民票の写し等交付手数料	1通又は証明事項1件につき300円(民間端末機による交付の場合にあっては、1通につき250円)
8の2 (省略)			8の2 (省略)		
9 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍附票の写し交付手数料	1通につき300円(住基カード利用交付の場合にあっては、1通につき250円)	9 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍附票の写し交付手数料	1通につき300円(民間端末機による交付の場合にあっては、1通につき250円)

<p>10 住民基本台帳 <u>法第30条の44第</u> <u>1項の規定に基</u> <u>づく住民基本台</u> <u>帳カードの交</u> <u>付，住民基本台</u> <u>帳法施行令（昭</u> <u>和42年政令第</u> <u>292号）第30条の</u> <u>18第1項の規定</u> <u>に基づくその再</u> <u>交付又は同令第</u> <u>30条の19第1項</u> <u>の規定に基づく</u> <u>その有効期間内</u> <u>の新たな交付</u></p>	<p>住民基本 台帳カー ド交付等 手数料</p>	<p>1 件につき 500円</p>	<p>10 行政手続に <u>おける特定の個</u> <u>人を識別するた</u> <u>めの番号の利用</u> <u>等に関する法律</u> <u>（平成25年法律</u> <u>第27号）第17条</u> <u>第1項の規定に</u> <u>基づく個人番号</u> <u>カードの交付，</u> <u>行政手続におけ</u> <u>る特定の個人を</u> <u>識別するための</u> <u>番号の利用等に</u> <u>関する法律の規</u> <u>定による通知カ</u> <u>ード及び個人番</u> <u>号カード並びに</u> <u>情報提供ネット</u> <u>ワークシステム</u> <u>による特定個人</u> <u>情報の提供等に</u> <u>関する省令（平</u> <u>成26年総務省令</u> <u>第85号。以下「番</u> <u>号法による特定</u> <u>個人情報</u> <u>の提供</u> <u>等に関する省</u> <u>令」という。）</u> <u>第28条第1項の</u></p>	<p>個人番号 カード交 付等手数 料</p>	<p>1 件につき 800円</p>
--	--	-------------------------	--	--	-------------------------

				<u>規定に基づくその再交付又は番号法による特定個人情報の提供等に関する省令第29条第1項の規定に基づくその有効期間内の新たな交付</u>		
				<u>10の2 番号法による特定個人情報の提供等に関する省令第11条第1項第1号及び第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付</u>	<u>通知カード再交付手数料</u>	<u>1件につき500円</u>
11 (省略)				11 (省略)		
12 福岡市印鑑条例例 (昭和35年福岡市条例第39号) 第12条の2又は第12条の3の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	1通につき300円 (<u>住基カード利用交付</u> の場合にあつては, 1通につき250円)		12 福岡市印鑑条例例 (昭和35年福岡市条例第39号) 第12条の2又は第12条の3の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	1通につき300円 (<u>民間端末機による交付</u> の場合にあつては, 1通につき250円)
(以下, 省略)				(以下, 省略)		

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(住民基本台帳カード交付等手数料の特例)</u></p> <p>2 平成24年8月1日から平成25年1月31日までの間に行われる住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの公布に係る手数料は、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、昭和35年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成28年1月1日から施行する。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) <u>附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定 公布の日</u></p> <p>(2) <u>別表第1 10の項の次に1項を加える改正規定 平成27年10月5日</u></p> <p>(3) <u>別表第1 10の項の改正規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付に係る部分に限る。） 規則で定める日</u></p>
--	---

7 議案第211号 福岡市営駐車場条例の一部を 改正する条例案

議案番号	第211号
名称	福岡市営駐車場条例の一部を改正する条例案
理由	香椎副都心公共施設の利用者の利便の向上を図るとともに、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、市営千早駅前駐車場を設置し、その駐車料金の額を定める必要があるため。
内容	市営千早駅前駐車場の設置（第2条、別表第1の2）及び料金（別表第2）規定を追加する。 また、千早駅前駐車場ではプリペイドカード等の発行を行わないことから、適用を除外するため、第3条第8項を追加する。
施行期日	公布の日
供用開始日	供用は、規則で定める日から開始する。

福岡市営駐車場条例の一部を改正する条例案

新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正案
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 駐車場を別表第1のとおり設置する。	第2条 駐車場を別表第1 <u>及び別表第1の2</u> のと おり設置する。
第2条の2 (略)	第2条の2 (略)
第3条 駐車場の駐車料金(以下「料金」という。)の額は、別表第2に掲げる額の範囲内において規則で定める。	第3条 駐車場の駐車料金(以下「料金」という。)の額は、別表第2に掲げる額の範囲内において規則で定める。
2 市長は、必要があると認めるときは、公共施設等を利用する者に係る料金について、規則で定めるところにより料金の減額又は免除を行うことができる。	2 市長は、必要があると認めるときは、公共施設等を利用する者に係る料金について、規則で定めるところにより料金の減額又は免除を行うことができる。
3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による料金の1割以内で割引をした額をもつて、プリペイドカードを発行することができる。	3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による料金の1割以内で割引をした額をもつて、プリペイドカードを発行することができる。
4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による料金の1割以内で割引をした額をもつて、回数駐車券を発行することができる。	4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による料金の1割以内で割引をした額をもつて、回数駐車券を発行することができる。
5 市長は、必要があると認めるときは、1月30,000円以内で規則で定める額をもつて、定期駐車券を発行することができる。	5 市長は、必要があると認めるときは、1月30,000円以内で規則で定める額をもつて、定期駐車券を発行することができる。
6 プリペイドカードは、市長が駐車場の使用者の利便性の向上その他の事項を考慮して適当と認める路外駐車場管理者(法第12条に規定する	6 プリペイドカードは、市長が駐車場の使用者の利便性の向上その他の事項を考慮して適当と認める路外駐車場管理者(法第12条に規定する

路外駐車場管理者をいう。) と共同して発行することができる。

7 プリペイドカード，回数駐車券及び定期駐車券の発行について必要な事項は，規則で定める。

第4条～第18条 (略)

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (略)

路外駐車場管理者をいう。) と共同して発行することができる。

7 プリペイドカード，回数駐車券及び定期駐車券の発行について必要な事項は，規則で定める。

8 別表第1の2に掲げる駐車場については，第3項から前項までの規定は，適用しない。

第4条～第18条 (略)

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(供用開始日)

2 この条例の施行にかかわらず，市営千早駅前駐車場の供用は，規則で定める日から開始する。

別表第1 (略)

別表第1の2

<u>名 称</u>	<u>位 置</u>
市営千早駅前駐車場	福岡市東区千早四丁目

別表第 2

名称	区分	利用時間	料金の額
市営築港 駐車場	自動車	午前7時から 午後10時まで	30分までごとに 100円
		午後10時から 午前7時まで	1時間までごと に 100円
市営大橋 駐車場	自動車	午前7時から 午後10時まで	最初の1時間ま で 150円 以後30分までご とに 100円
		午後10時から 午前7時まで	1時間までごと に 100円
市営川端 地下駐車 場	自動車	午前零時から 午後12時まで	30分までごとに 200円
	自動 二輪車	午前零時から 午後12時まで	30分までごとに 50円

別表第 2

名称	区分	利用時間	料金の額
市営築港 駐車場	自動車	午前7時から 午後10時まで	30分までごとに 100円
		午後10時から 午前7時まで	1時間までごと に 100円
市営大橋 駐車場	自動車	午前7時から 午後10時まで	最初の1時間ま で 150円 以後30分までご とに 100円
		午後10時から 午前7時まで	1時間までごと に 100円
市営川端 地下駐車 場	自動車	午前零時から 午後12時まで	30分までごとに 200円
	自動 二輪車	午前零時から 午後12時まで	30分までごとに 50円
市営千早 駅前駐車 場	自動車	午前零時から 午後12時まで	1時間までごと に 100円